

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業
事後評価委員会の議事運営等について

令和7年10月22日
科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業
事後評価委員会

(趣旨)

第1条 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業事後評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(委員会)

第2条 委員会は、主査が主宰する。

2 主査は委員会の議長となり、議事を整理する。

3 主査は、必要があると認めるときは、委員会に必要とする者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

(書面による議決)

第3条 主査は、やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面等を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

(Web 会議システムを利用した委員会への出席)

第4条 委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を用いて委員会に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した委員の出席は、出席に含めるものとする。

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 Web 会議システムを利用して出席した委員は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

4 Web 会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、第5条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に Web 会議システムを利用させてはならない。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は非公開とすることができる。

一 非公開情報等を使用して議事を運営する場合など、主査が非公開が適当と認める場合

二 前号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、委員会において非公開とすることが適当であると認める場合
(利害関係者)

第6条 委員は、評価に際して、評価対象の利害関係者に該当する可能性がある場合には、当該評価に係る議論に参加できない。利害関係者の範囲は、別紙の通りとする。

（別紙）利害関係者の範囲

- ① 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業と利害関係を有する者
- ② 被評価者（科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業採択拠点の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ その他、委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者